

第1号様式 (第6条関係)

年 月 日

杉並区低所得世帯エアコン購入等助成金交付申請書

杉並区長 宛

次のとおり、杉並区低所得世帯エアコン購入等助成金の交付を申請します。

申請者	ふりがな			電話番号		
	氏名			生年月日	年	月 日
	住所	杉並区				
	世帯主	<input type="checkbox"/> 申請者本人 <input type="checkbox"/> 申請者以外 (世帯主名：)				
世帯人数	人					
世帯状況	<input type="checkbox"/> 全員が非課税又は住民税均等割のみ課されている世帯 <input type="checkbox"/> 児童扶養手当受給者の世帯 (児童を養育する者の名：)					
世帯員 (申請者以外)	氏名 (ふりがな)	生年月日	続柄	自宅の間取り図		
申請理由	<input type="checkbox"/> 自宅にエアコンを設置していないため。 <input type="checkbox"/> 自宅にエアコンは設置しているが、故障しており使用できるエアコンがないため。 <input type="checkbox"/> 自宅にエアコンは設置しているが、製造から15年以上経過しているエアコンしか設置されていないため。					
自宅の所有者情報	<input type="checkbox"/> 持ち家 <input type="checkbox"/> 賃貸借契約 <input type="checkbox"/> その他 ()					

(裏面に続きます。)

1 確認事項

- (1) エアコン購入費のうち、以下の上限額と実際に支払った額のいずれか少ない額を助成する。上限額を超えた部分については自己負担となること。
- (2) 東京ゼロエミポイントを利用している場合、ゼロエミポイントを差し引いた額に対して助成する。
- (3) 区内店舗で購入した場合 上限額 10 万円 / 区外店舗又はインターネット通販等で購入した場合 上限額 8 万円とする。
- (4) 本助成金は、交付申請を令和 8 年 9 月 30 日までに行い、助成金の請求を令和 9 年 1 月 31 日までに行った、令和 8 年 5 月 1 日から令和 9 年 1 月 31 日の間に購入したエアコンの購入費等を助成する。
- (5) 助成対象となる費用はエアコン本体購入費、配送費、設置工事費、撤去費及びリサイクル費とする（消費税含む）。ただし、延長保証料、電池等の消耗品購入費及びエアコンを販売した店舗等以外の者が行う当該エアコンの設置工事に要した費用は助成しない。
- (6) 交付決定を受けた後のエアコンの購入及び設置工事の依頼は、申請者が行うこと。

2 同意事項

- (1) 杉並区は交付決定に必要な範囲内で、申請世帯に係る住民情報・税情報・児童扶養手当受給状況、生活保護受給状況等の情報を収集する。また、当事業の受託事業者に情報提供することができる。
- (2) 杉並区は交付決定に必要な範囲内で、交付申請があった住宅のエアコン設置状況について訪問等により現況を確認することができる。

3 誓約事項

- (1) エアコンの設置場所は、申請者の住宅であり、事業用ではないこと。
- (2) 自宅に現にエアコンを設置しているが、故障等で冷房機能を使用できないことを理由に助成金を申請する場合は、当該エアコンの所有権が申請者にあるか、住宅の貸主に現行のエアコンの撤去及び処分についての承諾を得ていること。
- (3) 設置場所が賃貸物件の場合は、助成金の申請前に当該物件の貸主へ助成について説明し、エアコンの設置について承諾を得ていること。また、退去時等に発生する原状回復費用については、区は助成しないこと。
- (4) 助成事業の申請にあたり、同一住居（居室）について複数の申請を行っていないこと。また、同一住居（居室）に居住する他の世帯による申請が行われていないこと。
- (5) 助成金で購入し、及び設置したエアコンを事業の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供しないこと。

助成金の申請に当たっては、上記記載の確認事項、同意事項および誓約事項を確認の上、同意および誓約します。

杉並区長 宛

令和 年 月 日

申請者氏名（自署してください。）